

「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目次

(ページ)

・ 業務規程の一部改正新旧対照表	1
・ 取引参加者規程の一部改正新旧対照表	4
・ 受託契約準則の一部改正新旧対照表	5
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	6
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表	8
・ 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	10
・ 取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表	15
・ 取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表	16
・ 終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	18
・ 相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	21

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(売買の取消し)</u></p> <p>第13条 当取引所は、過誤のある注文により売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定めるところにより、当取引所が定める売買を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の規定により当取引所が売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</p> <p>3 取引参加者は、第1項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4 取引参加者は、第1項の規定により当取引所が売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>第13条 削除</p>
<p><u>(売買の停止)</u></p> <p>第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第28条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(過誤訂正等のための売買)</u></p> <p>第40条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取</p>	<p>(過誤訂正等のための売買)</p> <p>第40条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取</p>

引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会、復活のための売買（次条第2項に規定する復活のための売買をいう。）、立会外分売及び立会外買付によらずに執行することができる。

2（略）

第1節の2 復活のための売買

（復活のための売買）

第40条の2 取引参加者は、顧客の注文に係る売買

が第13条第1項の規定により取り消されたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として売買立会、過誤訂正等のための売買及び立会外分売によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買（以下「復活のための売買」という。）の決済は、取り消された売買が取り消されなかった場合における決済日に行うものとする。

（公開買付期間中における自己買付け）

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程（その特例を含む。）の規定による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け

(2)～(14)（略）

（安定操作期間内における自己買付け等）

引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会、立会外分売及び立会外買付によらずに執行することができる。

2（略）

（新設）

（新設）

（公開買付期間中における自己買付け）

第66条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程（その特例を含む。）の規定による過誤訂正等のための買付け

(2)～(14)（略）

（安定操作期間内における自己買付け等）

第67条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)による過誤訂正等のための買付け及び復活のための売買に係る買付け

(2)～(15) (略)

(過誤のある注文の公表)

第78条の2 当取引所は、過誤のある注文が発注された場合において、当取引所が売買管理上必要と認めるときは、当該注文に係る銘柄、当該注文を発注した取引参加者の名称その他の当取引所が定める事項を公表することができる。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

第67条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、当取引所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) この規程(その特例を含む。)による過誤訂正等のための買付け

(2)～(15) (略)

(新設)

取引参加者規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(取消料の納入)</u></p> <p><u>第12条 過誤のある注文により有価証券の売買等が成立した場合において、当該売買等の取消しが行われたときは、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売買等の取消しに係る取消料を、当取引所が規則で定めるところにより、当取引所に納入しなければならない。</u></p> <p><u>(過誤のある注文の公表)</u></p> <p><u>第27条の2 過誤のある注文が発注された場合であつて、当取引所が業務規程第78条の2の規定に基づき公表を行ったときは、当該注文を発注した取引参加者は、遅滞なく、当該注文に係る銘柄その他の当取引所が定める事項を公表しなければならない。</u></p> <p><u>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</u></p> <p><u>第48条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなして第3条、<u>第27条及び第27条の2</u>の規定を適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p><u>第12条 削 除</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</u></p> <p><u>第48条 有価証券の売買等に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買等を行う者とみなして第3条及び<u>第27条</u>の規定を適用する。</u></p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(売買の取消しの効果等)</u></p> <p><u>第53条 取引所が売買の取消しを行った場合には、当該取り消された売買に係る顧客と取引参加者との間の権利及び義務は、初めから発生しなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 顧客は、取引所が売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>第53条 削除</p>

終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特
例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(終値取引に係る売買の取消し)</u></p> <p>第11条の2 <u>当取引所は、過誤のある注文により終値取引に係る売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定めるところにより、当取引所が定める終値取引に係る売買を取り消すことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により当取引所が終値取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>取引参加者は、第1項の規定により当取引所が終値取引に係る売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>取引参加者は、第1項の規定により当取引所が終値取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(終値取引に係る売買の停止)</u></p> <p>第12条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、終値取引に係る売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p><u>(終値取引に係る売買の停止)</u></p> <p>第12条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、終値取引に係る売買を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(終値取引に係る過誤訂正等のための売買)</u></p> <p>第13条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において終値取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あら</p>	<p><u>(終値取引に係る過誤訂正等のための売買)</u></p> <p>第13条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において終値取引を執行することができなかつたときは、当取引所が定めるところにより、あら</p>

かじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって終値取引及び次条第1項の売買によらずに執行することができる。

2 (略)

(復活のための売買)

第14条 取引参加者は、顧客の注文に係る終値取引に係る売買が第11条の2第1項の規定により取り消されたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取引消された終値取引に係る売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として終値取引及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された終値取引に係る売買が取り消されなかった場合における決済日に行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

かじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって終値取引によらずに執行することができる。

2 (略)

第14条 削除

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(相対交渉取引に係る売買の取消し)</u></p> <p>第18条の2 <u>当取引所は、過誤のある注文により相対交渉取引に係る売買が成立した場合において、その決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、当取引所が定めるところにより、当取引所が定める相対交渉取引に係る売買を取り消すことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により当取引所が相対交渉取引に係る売買を取り消した場合には、当該売買は初めから成立しなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>取引参加者は、第1項の規定により当取引所が相対交渉取引に係る売買を取消したことにより損害を受けることがあっても、過誤のある注文を発注した取引参加者に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、過誤のある注文の発注に際して、取引参加者に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>4 <u>取引参加者は、第1項の規定により当取引所が相対交渉取引に係る売買を取り消したことにより損害を受けることがあっても、当取引所に対して、その損害の賠償を請求できないものとする。ただし、当取引所に故意又は重過失が認められる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(相対交渉取引の停止)</u></p> <p>第19条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、相対交渉取引を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 売買の取消しを行う可能性があることを周知させる必要があると認める場合</u></p>	<p>(相対交渉取引の停止)</p> <p>第19条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当取引所が定めるところにより、相対交渉取引を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>(相対交渉取引における過誤訂正等のための売買)</u></p> <p>第20条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において相対交渉取引を執行することができ</p>	<p>(相対交渉取引における過誤訂正等のための売買)</p> <p>第20条 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って当取引所の市場において相対交渉取引を執行することができ</p>

なかった場合は、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって相対交渉取引及び次条第1項の売買によらずに執行することができる。

2 (略)

(復活のための売買)

第21条 取引参加者は、顧客の注文に係る相対交渉

取引に係る売買が第18条の2第1項の規定により取り消されたときは、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、当該取り消された相対交渉取引に係る売買における値段と同じ値段により、過誤のある注文を発注した取引参加者を相手方として相対交渉取引及び過誤訂正等のための売買によらずに執行することができる。この場合において、当該過誤のある注文を発注した取引参加者は、当該売付け又は買付けの相手方としてこれに応じなければならない。

2 前項の売買の決済は、取り消された相対交渉取引に係る売買が取り消されなかった場合における決済日に行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

なかった場合は、当取引所が定めるところにより、あらかじめ当取引所の承認を受け、当該承認に係る売付け又は買付けを、当取引所が適正と認める値段により、自己がその相手方となって相対交渉取引によらずに執行することができる。

2 (略)

第21条 削 除

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の中断)</p> <p>第 7 条 規程第10条第 3 項及び同第12条第 2 項第 2 号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 規程第28条第 2 号から第 5 号までの規定により売買の停止が行われた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(売買の取消し)</p> <p>第12条 規程第13条第 1 項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次の a から d までに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第 5 号の規定により売買が停止された時、終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第12条第 5 号の規定により終値取引に係る売買が停止された時、相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第19条第 5 号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</u></p> <p>a 内国株券</p> <p>第21条第 1 号に定める数量に 2 を乗じて得た数量 (当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同号に定める数量)</p> <p>b 外国株券</p> <p>(a) <u>重複上場外国銘柄 (外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場において上場又は継続的に取引されている外国株券をいう。以下同じ。)</u></p> <p>第21条第 2 号に定める数量</p>	<p>(売買の中断)</p> <p>第 7 条 規程第10条第 3 項及び同第12条第 2 項第 2 号に規定する売買が中断された場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 規程第28条第 2 号、第 3 号及び第 4 号の規定により売買の停止が行われた場合</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p>

(b) 前(a)以外の銘柄

前 a に定める数量

c 転換社債型新株予約権付社債券

第21条第3号に定める金額

(2) 当取引所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った取引参加者から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、当取引所は、過誤のある注文により成立した売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、規程第13条第1項の規定により売買の取消しを行う。

(売買の取消しの範囲)

第13条 規程第13条第1項に規定する当取引所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第28条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までに成立したすべての売買（当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。）とする。

第14条 （略）

第15条 （略）

第16条 （略）

(削る)

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次の a 又は b に定める期間とする。

a 売買の取消しを行う場合

(新設)

第11条の2 （略）

第12条 （略）

第13条 （略）

第14条から第16条まで 削除

(売買の停止)

第20条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1)～(4) (略)

(新設)

当取引所がその都度必要と認める期間

b 売買の取消しを行わない場合

当取引所が売買の取消しを行わないことを発表
した後30分を経過した時まで

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第21条 規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える売買が成立した場合に行うものとする。

(1) 内国株券

上場株式数の10%に相当する数量(受益証券の場合は上場受益権口数をいう。)

(2) 外国株券

a 重複上場外国銘柄

売買単位の2万倍に相当する数量

b 前a以外の銘柄

前号に定める数量

(3) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

2 前項に規定するほか、債券に係る規程第28条第5号に掲げる場合の売買の停止は、当取引所が必要と認める場合に行うものとする。

第22条から第25条まで 削除

(復活のための売買)

第26条の2 規程第40条の2の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所
が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第28条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行って

第21条から第25条まで 削除

(新設)

ること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

c 株券オプション取引の権利行使により成立する対象株券の売買の決済のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、当該顧客について終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第5条の2第1項に規定する申請又は相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則第8条の2第1項に規定する申請を行うときは、復活のための売買、終値取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第14条第1項の売買及び相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第21条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(1) 株券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、当取引所がその都度定める値段。次号において同じ。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切

り上げる。)

(2) 債券及び転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)

(過誤のある注文に係る公表事項)

第32条 規程第78条の2に規定する当取引所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。

(1) 銘柄

(2) 発注した取引参加者の名称

(3) 内容

a 売付け又は買付けの区別

b 値段

c 数量

(4) 売買成立等の状況

a 発注時刻

b 取消しの時刻(すべての数量について売買が成立した場合はその時刻)

c 約定値段(発注後最初及び最後の約定に係る値段に限る。)

d 売買成立の数量

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

~~第32条 削 除~~

取引参加者規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(過誤のある注文に係る公表事項)</u></p> <p><u>第18条 規程第27条の2に規定する当取引所が定める事項は、業務規程施行規則第32条各号に定める事項とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>

取引参加者負担金等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧																		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項、<u>第11条の2</u>及び第12条第1項の規定に基づき、参加金、取引参加者負担金、<u>取消料</u>及び決済に係る手数料の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(取消料)</p> <p>第4条の2 <u>取引参加者規程第11条の2に規定する取消料の額は、取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)</u>に係る定率負担金の算出の基準に、別表第2に定める徴収標準率を乗じて算出した額とする。ただし、当該額が10万円を下回る場合は、10万円とする。</p> <p>2 <u>前項の取消料は、取引の取消しを行った日の属する月の翌月15日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u>に、消費税額及び地方消費税額を加算して当取引所に納入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。</p> <p>別表第2 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上場有価証券の区分</th> <th>算出の基準</th> <th>徴収標準率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> 売買立会による売買(過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。)及び取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12 </td> </tr> <tr> <td>株券及び新株予約権証券</td> <td>売買代金</td> <td> ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05 </td> </tr> </tbody> </table>	上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率			売買立会による売買(過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。)及び取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12	株券及び新株予約権証券	売買代金	ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、取引参加者規程第5条第2項、第11条第1項及び第12条第1項の規定に基づき、参加金、取引参加者負担金及び決済に係る手数料の額に関し、必要な事項を定める。</p> <p>(新設)</p> <p>別表第2 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率 定率負担金の算出の基準及び徴収標準率は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>上場有価証券の区分</th> <th>算出の基準</th> <th>徴収標準率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td> 売買立会による売買(過誤訂正等のための売買を含む。)の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12 </td> </tr> <tr> <td>株券及び新株予約権証券</td> <td>売買代金</td> <td> ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05 </td> </tr> </tbody> </table>	上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率			売買立会による売買(過誤訂正等のための売買を含む。)の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12	株券及び新株予約権証券	売買代金	ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05
上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率																	
		売買立会による売買(過誤訂正等のための売買及び復活のための売買を含む。)及び取り消された取引(過誤のある注文により成立した取引に限る。)の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12																	
株券及び新株予約権証券	売買代金	ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05																	
上場有価証券の区分	算出の基準	徴収標準率																	
		売買立会による売買(過誤訂正等のための売買を含む。)の市場内における売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.12																	
株券及び新株予約権証券	売買代金	ただし、株券において総合取引参加者又はIPO取引参加者の売付け又は買付けの呼値が当該総合取引参加者又は当該IPO取引参加者の買付け又は売付けの呼値と対当した取引については、その売付代金及び買付代金の合計額の 万分の0.05																	

轉換社債型新株 予約権付社債券	売買 代金	売買立会による売買（過誤訂正等の ための売買、復活のための売買及び 立会外分売を含む。）の市場内にお ける売付代金及び買付代金の合計額 の 万分の0.05
（略）		

（注）1～3 （略）

轉換社債型新株 予約権付社債券	売買 代金	売買立会による売買（過誤訂正等の ための売買及び立会外分売を含 む。）の市場内における売付代金及 び買付代金の合計額の 万分の0.05
（略）		

（注）1～3 （略）

5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までに成立したすべての売買（当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。）とする。

（取消しの可能性の周知が必要と認める場合）

第4条の2 終値特例第12条第5号に掲げる場合の終値

（新設）

取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券

上場株式数（受益証券の場合は上場受益権口数をいう。）の10%に相当する数量

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

（復活のための売買）

第5条の2 終値特例第14条の規定により当取引所の承

（新設）

認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から終値特例第12条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

c 株券オプション取引の権利行使により成立する
対象株券の売買の決済のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、当該顧客について業務規程施行規則第26条の2第1項に規定する申請を行うときは、規程第40条の2第1項の売買及び終値特例第14条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(1) 株券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、当取引所がその都度定める値段。次号において同じ。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

相対交渉市場に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(相対交渉取引に係る売買の取消し)</u></p> <p><u>第6条の2 相対交渉特例第18条の2第1項の規定により行う相対交渉取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のa又はbに定める数量又は金額を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第28条第5号の規定により売買が停止された時、相対交渉特例第19条第5号の規定により相対交渉取引に係る売買が停止された時又は規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。</u></p> <p><u>a 内国株券</u></p> <p><u>第7条の2第1号に定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量)</u></p> <p><u>b 転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p><u>第7条の2第2号に定める金額</u></p> <p><u>(2) 当取引所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った取引参加者から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。</u></p> <p><u>2 前項に規定するほか、当取引所は、過誤のある注文により成立した相対交渉取引に係る売買の決済が困難であり、当取引所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、相対交渉特例第18条の2第1項の規定により相対交渉取引に係る売買の取消しを行う。</u></p> <p><u>(相対交渉取引に係る売買の取消しの範囲)</u></p> <p><u>第6条の3 相対交渉特例第18条の2第1項に規定する当取引所が定める相対交渉取引に係る売買は、過誤の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ある注文に係る売買が最初に成立した時から相対交渉特例第19条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までに成立したすべての売買（当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。）とする。

（取消しの可能性の周知が必要と認める場合）

第7条の2 相対交渉特例第19条第5号に掲げる場合の相対交渉取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量又は金額を超える数量又は金額の売買が成立した場合とする。

(1) 内国株券

上場株式数（受益証券の場合は上場受益権口数をいう。）の10%に相当する数量

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

額面金額20億円

（復活のための売買）

第8条の2 相対交渉特例第21条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から相対交渉特例第19条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第78条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時）までの間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売

（新設）

（新設）

付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

c 株券オプション取引の権利行使により成立する対象株券の売買の決済のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、当該顧客について業務規程施行規則第26条の2第1項に規定する申請を行うときは、規程第40条の2第1項の売買及び相対交渉特例第21条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(1) 株券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、当取引所がその都度定める値段。次号において同じ。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

(2) 転換社債型新株予約権付社債券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た金額を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量（10に満たない端数は切り上げる。）

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。